最終更新日：2018年12月14日

東和薬品株式会社
代表取締役社長　吉田逸郎
問合せ先：取締役管理本部長　田中政男　TEL：06-6900-9100
証券コード：4553
https://www.towayakuhin.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、より良いコーポレートガバナンスの実現を経営上の重要課題と位置付け、コンプライアンス経営の徹底、経営の効率性と透明性の向上によって、企業価値を継続的に高めます。
そのために、株主の権利を尊重・保護し、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーとの良好な関係の構築、維持に努めるとともに、生命関連企業として企業倫理、役職員の倫理観の維持・向上に注力し、社会的使命に応える努力を常に続けます。
この方針は、グループ企業にも適用し、グループ企業それぞれが求められる役割・使命を果たし、グループ企業全体としての企業価値を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

すべての原則について、2018年6月の改訂コードに基づき記載しております。

【補充原則４－２－１　取締役会の役割・責務（２）】
経営陣の報酬は、固定の月次報酬、業績連動型の賞与より構成されております。これらは役割と責務に応じた水準となるよう、業績及び企業価値向上への動機づけや優秀な人材の確保に配慮した体系としております。今後、自社株を用いた業績連動報酬制度の導入や、報酬委員会の設置等について検討してまいります。

【補充原則４－１０－１ 任意の仕組みの活用】
経営監督機能の一層の強化を図るため、今後、独立した諮問委員会の設置・活用について検討してまいります。

【原則４－１１　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】】
当社は、取締役の員数を15名以内としており、当社の事業に関する深い知見を備えるとともに、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で、バランスよく構成するとしております。今後、ジェンダーや国際性の面での多様性確保についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

以下の開示事項につきましては、当社ホームページにて開示しておりますコーポレートガバナンス基本方針(以下、基本方針といいます。)等に規定しておりますのでご参照ください。
・コーポレートガバナンス基本方針（https://www.towayakuhin.co.jp/company/compliance/governance.php）

【原則１－４　政策保有株式】
基本方針第２３条をご参照ください。なお、当社の2018年3月末時点における政策保有株式は３銘柄です。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
基本方針第２２条をご参照ください。

【原則２－６　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は企業年金制度として企業型確定拠出年金制度を採用しておりますので、企業年金の積立金の運用はなく、財政状況への影響もありません。なお、従業員の資産形成については、確定拠出年金の説明を含めたライフプランセミナーを定期的に開催しています。

【原則３－１　情報開示の充実】
（１）　基本方針第１条をご参照ください。また、中期経営計画（2018 年～2020 年度）につきましては、当社ホームページをご参照ください。
・中期経営計画（https://www.towayakuhin.co.jp/ir/management/plan.php）
（２）　基本方針第２条をご参照ください。
（３）　基本方針第１５条をご参照ください。
（４）　基本方針第８条、第１１条、第１２条、第１３条をご参照ください。
（５）　当社は、株主総会参考書類において、取締役及び監査役候補者の個々の選任理由を開示しておりますので、
当社ホームページに掲載しております「定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。解任については、適時・適切に開示してまいります。
・株主総会（https://www.towayakuhin.co.jp/ir/stock/meeting.php）

【補充原則４－１－１　経営陣に対する委任の範囲】
基本方針第４条をご参照ください。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準】
基本方針第８条をご参照ください。

【補充原則４－１１－１　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
基本方針第３条、第１２条をご参照ください。

【補充原則４－１１－２　役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】
株主総会招集通知にて開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則４－１１－３　取締役会全体の実効性についての分析・評価】
2018年2月、3月に、取締役及び監査役を対象として、取締役会の構成、運営、議論等に関する18設問からなる「取締役会の実効性に関する自己評価アンケート」を実施し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。その結果については、2018年4月23日開催の取締役会において報告しております。
全体として実効性に著しく欠けるところはないものの、今後の課題として、中長期的な経営課題や、次期役員及び主要ポスト等の人事案件に対し時間を割いて議論すること、取締役に必要な知識、理解につながる教育・研修の充実等の必要性を認識いたしました。こうした評価の結果を踏まえ、取締役会の充実に取り組みます。

【補充原則４－１４－２　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
「取締役会の実効性に関する自己評価アンケート」の結果を踏まえ、新任取締役を対象としたコーポレートガバナンス、コンプライアンス、内部統制等に関するセミナーや、取締役及び監査役を対象とした東京証券取引所が提供する上場会社向けｅラーニングを受講いたしました。
トレーニングの方針については、基本方針第１４条をご参照ください。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
基本方針第２４条をご参照ください。

２．資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社吉田事務所	6,700,000	40.84
吉田　逸郎	485,103	2.95
東和薬品共栄会	474,860	2.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	469,100	2.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	337,400	2.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	315,700	1.92
有限会社吉田エステート	300,000	1.82
東和薬品社員持株会	266,503	1.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	250,200	1.52
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	215,825	1.31

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

１．大株主の状況は2018年９月30日現在の状況です。

２．上記のほか、自己株式が768,961株あります。上記の割合は自己株式を控除して計算しております。

３．2018年４月19日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が当社株式を所有している旨が記載されており、その後、2018年５月18日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、2018年５月15日現在で株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

４．2018年９月７日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行及び他３名の共同保有者から2018年８月31日現在、それぞれ株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

５．2018年９月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書（訂正報告書）において、LSV Asset Managementが2018年９月12日現在で、株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	３月

業種	医薬品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
栄木　憲和	他の会社の出身者								△			
根本　秀人	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栄木　憲和	○	―――	グローバル企業での豊富な経験や幅広い見識を有し、健全かつ効率的な経営の推進について助言・提言を期待できるため。 一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しました。
根本　秀人	○	―――	経営コンサルタント業務を通じて培われた専門的な経験と知識や公認会計士として財務・会計等の分野における豊富な知見と経験を有し、また、IT・情報通信など企業経営を取り巻く事象についても深い見識を有しており、健全かつ効率的な経営の推進について助言・提言を期待できるため。一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との定期的な会合は年4回開催しており、会計監査人からは、監査計画、監査実施結果、指摘事項について説明を受け、また、監査役側から会社の状況、課題等を説明し、意見交換を行っております。
また、必要に応じ、随時意見交換、情報交換も行っております。
期中においては、内部統制システムの整備・確立、リスク評価対応への認識を踏まえ、監査役は、会計監査人による監査実施に直接立合い、意識を高め、現状認識を深めております。
監査役は、監査方針、計画について、内部監査室と互いに提示し合い、意見交換しており、内部監査室の監査実施結果について、その都度報告を受け、必要な場合は監査実施前に特別な監査チェック事項を要望しております。また随時、監査役と内部監査室が連携して業務監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森野　實彦	弁護士													
三村　淳司	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森野　實彦	○	―――	弁護士としての専門知識・経験を活かして、コンプライアンス経営の推進、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待できるため。 一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しました。

三村　淳司	○	――	公認会計士としての財務及び会計に関する知識や経験を活かして、経営の透明性と客観性向上についての助言・提言を期待できるため。一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く）に対して、取締役報酬と当社業績との連動性をより明確にするため、2019年3月期に係る賞与から、その一部に当社の営業利益と連動する業績連動賞与制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第62期（2017年4月1日～2018年3月31日）における取締役15名（うち社外取締役1名）に対する報酬等は2億2百万円です。
上記支給額には当事業年度に費用処理した役員賞与引当金繰入額及び役員退職慰労引当金繰入額も含まれております。
なお、取締役の年間報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の議案については事前に送付し、十分な検討を行なえるようにしています。
定期的な情報伝達は、毎月開催の取締役会の日に行なっており、必要に応じて経営企画部をはじめ各部からも説明を行います。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

⑴ 取締役会
　取締役会は、取締役9名で構成され、うち2名は社外取締役であります。
　取締役会は、原則として月1回開催し、経営上の重要な課題の検討と迅速な意思決定を図っています。
　業務執行面では執行役員制度を導入して、執行役員に執行責任を負わせるとともに、取締役会には経営における意思決定及び監督に集中させるガバナンス体制を敷き、取締役の責任を明確にしています。
　各取締役の報酬については、役員規程に基づき、株主総会で決議された範囲内で取締役の役位や業績などに応じて、取締役会で決定しています。

⑵ 監査役会

監査役会は、監査役4名で構成され、うち2名は社外監査役であります。

監査役は、監査役会において策定した監査計画に従い、取締役会を初めとする重要な会議への出席や、取締役、執行役員、従業員、会計監査人からの報告収受、主要な事業所への往査など、実効性のある監査に取り組んでいます。

⑶ 経営戦略会議・経営モニタリング会議

経営戦略会議・経営モニタリング会議において、経営課題に関する重要案件を審議し、広く業務執行全般についての意見交換、全社的なコンプライアンスとリスク管理、本部間の緊密な連携に努めております。

また、開示すべき情報について確認し、必要なものについては迅速に開示し、情報の漏洩が生じないようにしております。

⑷ 内部監査部門

社長直轄の組織である内部監査室（人員5名）が、業務執行の適法性及び効率性の観点から全部門の監査を実施し、これに基づいて改善を重視した助言及び勧告を行っております。

また、監査実施結果については監査役にその都度報告し、随時、監査役と連携して業務監査を実施しております。

⑸ 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けており、監査にあたっては前述のとおり監査役との連携を図りつつ、監査の実効性を確保しております。

2017年度の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、補助者の構成は以下のとおりです。

公認会計士の氏名　指定有限責任社員　業務執行社員　林由佳氏　美和一馬氏

会計監査業務に係る補助者の構成　公認会計士6名、その他4名

なお、継続監査年数につきましては、全員7年以内であります。また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

⑹ 責任限定契約

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、上記のとおり、取締役の経営監督機能と執行役員の業務執行機能を分離させ、それぞれの責任を明確化しています。

社外取締役が健全かつ効率的な経営の推進についての助言・提言を行うことで、公正かつ効率的な企業経営を行えるものと考えております。

また、医薬品の規制等に十分精通し、業務の詳細を理解した社内監査役と、高い識見と高度な専門知識を有する社外監査役から、客観的な立場で業務執行機関に対する監督・監査を受けることにより、透明性の高い企業経営を行えるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年、株主総会開催日の19～20日前に発送しております。 2017年は6月6日に、2018年は6月5日にそれぞれ発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	例年、集中日の前営業日もしくは2営業日前に設定しております。 2017年は6月27日に、2018年は6月26日にそれぞれ開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	第61期定時株主総会より、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話を使用したインターネットによる議決権行使ができるようにしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第61期定時株主総会より、議決権行使の方法として、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営議決権電子行使プラットフォームを利用しています。
招集通知（要約）の英文での提供	第60期定時株主総会より、英文の招集通知及び株主総会参考書類を作成し、当社ホームページ及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知を掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、東京で決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	中期経営計画、決算短信、有価証券報告書、その他適時開示資料等を当社ホームページに開示し、幅広く情報提供を行うこととしております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報・IR室がIRを担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「東和薬品グループ企業行動憲章」を制定し、患者さん、医療関係者、取引先、株主・投資家、 地域社会、従業員等のステークホルダーに対し、適時・適切に情報を開示することを規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示にあたっての基本的な考え方を定めたディスクロージャー・ポリシーを策定し、当社ホームページに開示しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守、財産保全を確保するために統制環境を整え、内部統制システムの整備を行い、企業価値を継続的に高め、全てのステークホルダーの信頼を得ることを主な目的として企業経営を推進します。

1　取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」といいます。）の全ての役員及び従業員が遵守すべき「東和薬品グループ企業行動憲章」を制定し、これに基づき、高い倫理観と社会的良識をもって社会から信頼と支持を得られる正しい企業活動を行います。取締役は取締役会を組織し、原則毎月1回定期開催するほか必要に応じて随時開催するものとし、重要な課題について善良な管理者の注意義務をもって十分な検討を行い、適正かつ迅速な意思決定によって経営にあたります。

また、「コンプライアンス基本規程」を制定し、倫理的かつ遵法精神に根ざした企業行動の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、役員及び従業員のコンプライアンス意識向上の施策の実施とコンプライアンス研修などによる正しい知識の修得に努めます。

さらに、当社グループ役員及び従業員による不正行為の早期発見・是正を目的に整備した内部通報制度の適正な運用を図ります。

一方、社長直轄の内部監査室が全部門の内部監査を実施し、その結果については経営トップに直接報告します。改善を要する事項についてはフォロー監査を実施し、その改善状況を確認します。

2　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関しては、当社は情報セキュリティ管理規程、文書管理規程等に従って適切な状態で保存、管理し、取締役が、適正かつ効率的に職務を遂行できるようにします。職務の執行に必要な場合は、何時でも資料の提出を求めることができます。

3　損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

当社は、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社グループの各部門と役員及び従業員全員が、本基本規程に従い、全社的リスク管理を徹底します。当社グループを取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応することが、当社グループの存続・発展に不可欠であり、リスクの未然防止、又はリスク発生時の利害関係者の利益喪失及び企業経営への影響度の最小化を図ることを基本としております。当社グループのリスクマネジメント体制は、最高責任者の社長の下、リスクマネジメント委員会を設置する体制としております。

4　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加え、「経営戦略会議」や「経営モニタリング会議」を設置し、経営課題に関する重要案件を審議します。また、中期経営計画を策定し、基本戦略や経営目標を明確にするとともに、年度予算で、売上や利益目標を設定し、目標達成に向けた経営を実践します。一方、業務執行面では、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」を定め、権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化、迅速化を図ります。

5　企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、グループ全体としての業務の適正を確保するための体制を整えます。グループ企業については経営企画部が経営管理を担当し、グループ企業から経営状況の報告を受けるとともに、十分な情報交換、意見調整を行い、各企業の経営意思を尊重しつつ、グループ全体としての経営効率の向上を図ります。また、当社グループの全ての役員及び従業員が利用できる内部通報制度を整備し、コンプライアンスに関する基本ルールをグループ内共通のものとするとともに、必要な施策、研修等をグループ全体で横断的に実施・運用することにより、コンプライアンス経営の徹底を図ります。

6　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務遂行のために補助者を必要とする場合は、その求めに応じて速やかに補助すべき専任スタッフを置きます。また、当該専任スタッフは、他部署の従業員を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないものとするとともに、その人事異動・評価等について監査役の事前の同意を得るものとします。

取締役は、原則月1回開催する取締役会での業務報告により監査役への報告を行うことを基本とします。また、当社グループの役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、必要に応じ、あるいは監査役からの要求に従って、随時報告するものとします。監査役は、必要に応じ何時でも資料の提出を求めることができます。内部通報制度を主管するコンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告するものとします。

当社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

監査役は、監査業務を効率的に遂行するために必要な場合、内部監査室と協同して業務を行い、また、内部監査室は、定期的に内部監査の実施状況を監査役に報告するものとします。

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

参考資料「模式図」をご覧ください。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する行動基準」を策定し、以下のとおり運用を行っております。

1．行動基準の基本方針

・私たち東和薬品のすべての役員、社員は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度を貫き、利益供与や便宜を図るなどの行為や経済的取引は一切行いません。

2．対応部署と各事業所の責任者

・反社会的勢力に関する事項については、本社の総務部が主管する。各事業所ではその長（又はその長が定める者）を各事業所の責任者とする。但し、全社組織を挙げて対応するものとする。

3．外部専門機関との連携

・外部の専門機関との連携については、平素から、各事業所がある都道府県の公安委員会が設立する暴力追放推進センターや警察署、及び顧問弁護士等の指導を受け情報を収集するなど外部専門機関との関係強化に努める。

4．平常時における対応
・本社の総務部は、万一の場合に備え、あらかじめ受付・対応方法や連絡ルートなど、暴力追放推進センター、警察署が指導する「具体的対応要領」を周知徹底する。
・新規取引先の選定・登録に際してその申請部署は、購買管理規程の定めにより取引先調査表を作成し、発注業者の実態を把握する。また、発注業者の事業内容や背後関係に不審がある場合は、暴力追放推進センターや警察署などに相談し、慎重に対応する。
・契約の締結に際しては、契約書に暴力団排除条項（反社会的勢力であること等を理由として契約を解除できる条項）を盛り込む等、速やかに関係を解消できるような措置を講じるよう努める。
・本社の総務部においては定期的に外部機関の講習会に参加し、その内容を全社員へ周知徹底し、啓発に努める。

5．有事における対応
・実際に反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、「具体的対応要領」通りに対応すると同時に、その情報を速やかに所属長へ連絡し、本社の総務部へ報告・相談する。
・その対応にあたっては、積極的に外部専門機関、警察署、顧問弁護士などに相談すると供に担当者だけに任せずに、経営トップ以下、組織全体で対応する。
・さらに、あらゆる民事上、刑事上の法的対抗手段を講ずる。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

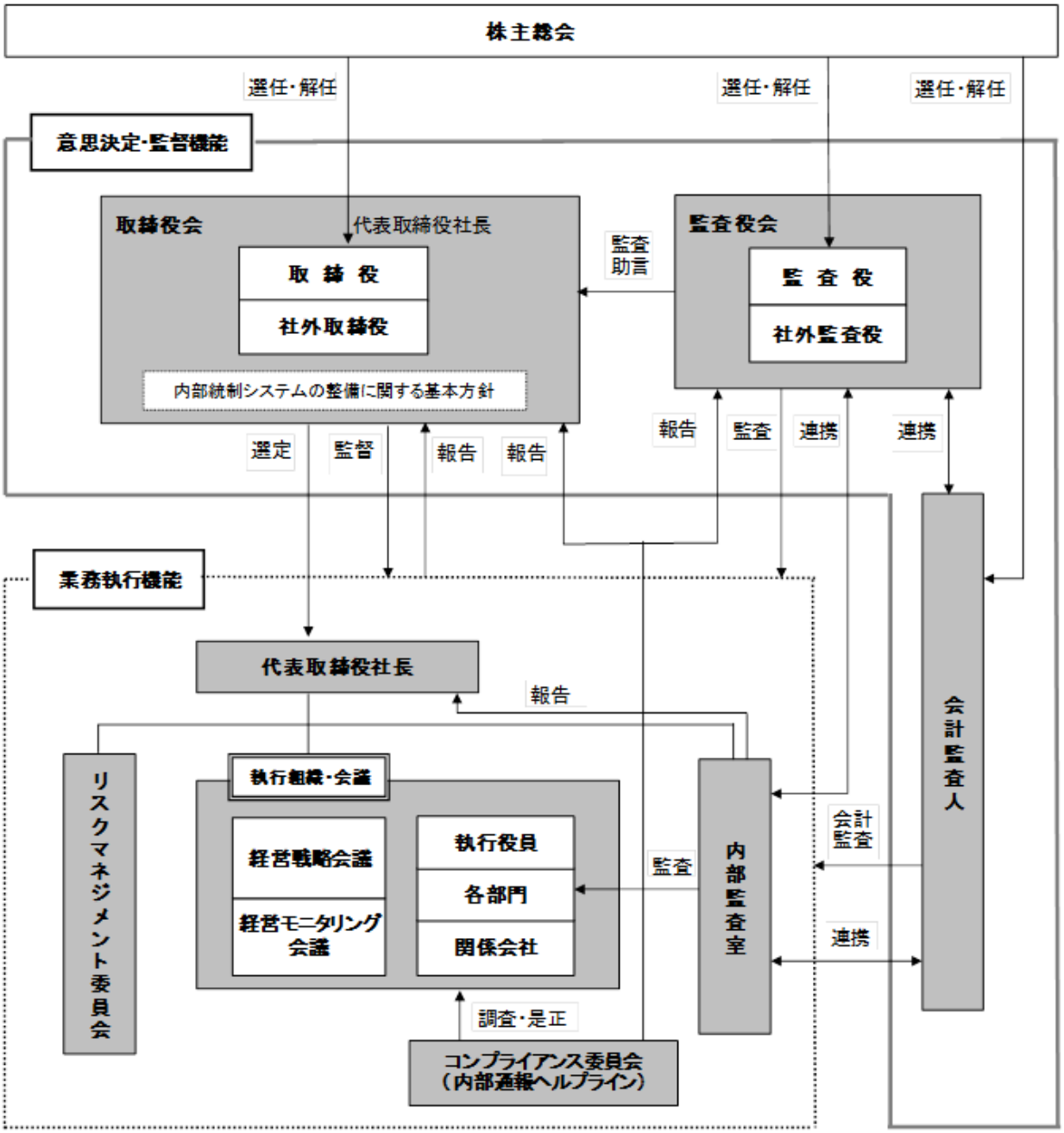

【適時開示体制の概要(模式図)】

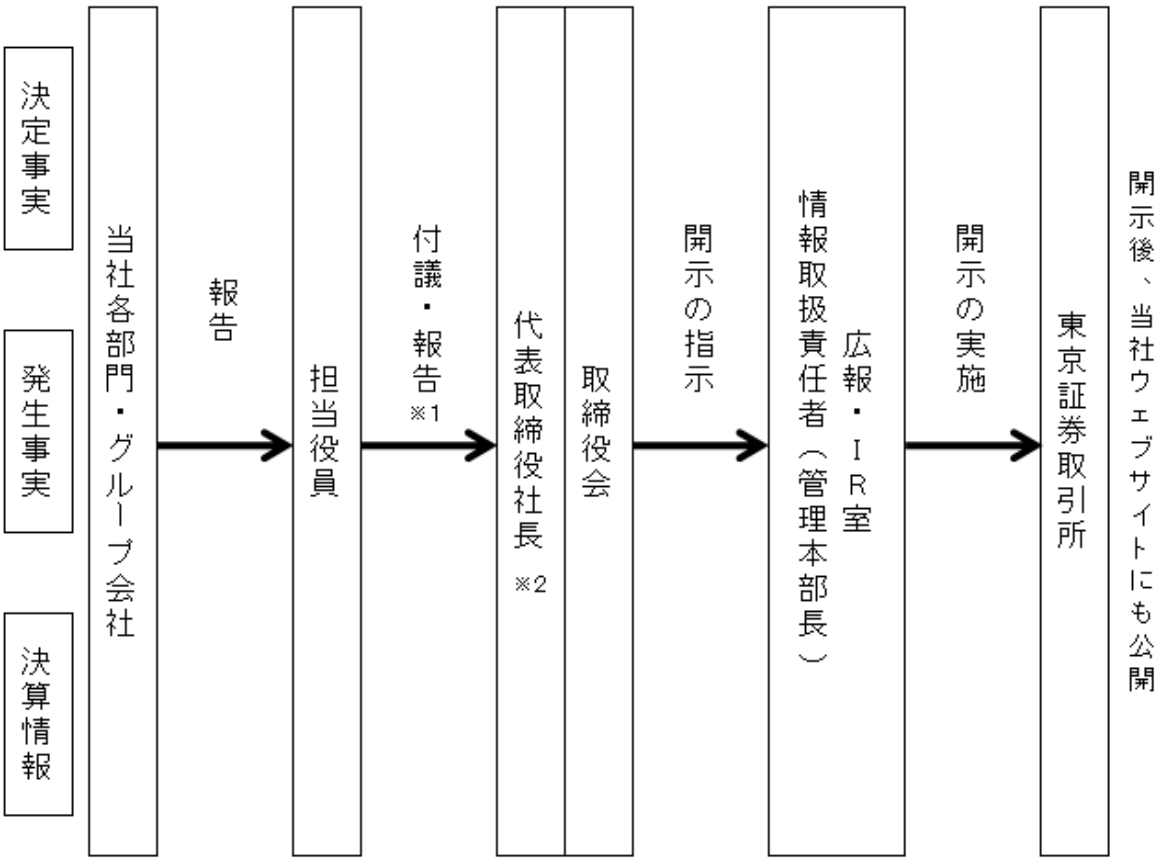

※1　適時開示の要否は、担当役員、情報取扱責任者(管理本部長)および関連部室長の協議により、判定する。
※2　緊急を要する発生事実に関する情報は、代表取締役社長の判断により、
取締役会への報告を経ずに開示することができる。